

## 令和6年度 岩手県地域福祉推進協議会 会議録

### 【日時】

令和6年12月19日（木）10：30～12：00

### 【会場】

盛岡市総合福祉センター 4階講堂

### 【出席委員】

19人中17人出席（代理出席1人） 2人欠席

佐藤 哲郎	公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部 教授
齋藤 美保子	八幡平市地域福祉課 課長
佐藤 康博	金ヶ崎町保健福祉センター 事務長
斉藤 穰	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 事務局次長兼総務部長
工藤 淳	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 地域福祉課長
荒田 ゆかり	社会福祉法人九戸村社会福祉協議会 事務局次長
及川 里和子	一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士
大信田 康統	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 委員
米田 ハツエ	岩手県民生委員児童委員連絡協議会 副会長
千田 志保	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 理事
佐々木 隆児	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
古舘 和子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 理事
中村 恭香	特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21 事務局長
小枝指 好夫	盛岡市町内会連合会 会長
瀬川 加織	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 地域コーディネーター
山屋 理恵	認定特定非営利活動法人インクルいわて 理事長
(代理出席)	認定特定非営利活動法人インクルいわて 事務局長 花坂 圭一)

### 【県出席者】

加藤 勝章	保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長
草木 秀二	保健福祉部地域福祉課 総括課長
平賀 晃	保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長
米澤 克徳	保健福祉部地域福祉課 特命課長（地域共生社会推進）
千葉 楓	保健福祉部地域福祉課 主事
下川 知佳	保健福祉部長寿社会課 総括課長
佐々木 浩一	保健福祉部障がい保健福祉課 総括課長
前川 貴美子	保健福祉部子ども子育て支援室 室長

### 【傍聴者】

一般 なし、報道 なし

### 【会議次第】

1 開会

- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1) 会長選出
  - (2) 第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について
  - (3) 重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組について
  - (4) 第4期岩手県地域福祉支援計画について
  - (5) ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）素案について
- 4 その他
- 5 閉会

## 【会議記録】

### 1 開会

#### ○地域福祉課総括課長

ただいまから令和6年度、岩手県地域福祉推進協議会を開催いたします。  
開会にあたりまして、岩手県保健福祉部副部長の加藤よりご挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長

副部長の加藤でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。  
開会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は令和6年度岩手県地域福祉推進協議会へご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
また、日頃からですね、県の地域福祉行政の推進について、格別の御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県の地域福祉を取り巻く状況についてでありますけれども、人口減少や少子高齢化の進行によりまして、共同体機能の脆弱化や地域の担い手不足といった課題が指摘をされております。  
それに加えまして、コロナ禍以降の原油価格でありますとか物価の高騰によりまして、地域の生活は依然として厳しい状況が続いております。生活困窮の課題の他、8050世帯、ヤングケアラー、ダブルケアなどなどですね、従来の支援体制では対応が困難な、複雑化、複合化した課題が生じているところであります。

こうした課題に対応するために、県では、本年3月に、この協議会の皆様にも御協力をいただきましたけれども、第4期岩手県地域福祉支援計画を策定をいたしました。この計画はいわて県民計画の第二期政策推進プランと連動しながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉コミュニティづくり、多様で重層的なセーフティーネットの整備や、地域包括ケアのまちづくりを一層推進するとともに、障がい者などの社会参加や福祉人材の確保に努めていくこととしております。

本日の協議会は、構成員改選後の初めての会合となりますが、第3期岩手県地域福祉支援計画に関連する事業の取り組み状況を報告させていただきますとともに、改めて、第4期岩手県地域福祉支援計画の概要についても御説明を申し上げたいと考えております。

また現在パブリックコメント実施しております、次期ひとにやさしいまちづくり推進指針の素案についても、御意見をちょうだいしたいと考えております。

構成員の皆様には、忌憚のないご発言を賜りますようお願い申し上げますとともに、この会議が有意義な会議となるよう、ご祈念を申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

## (構成員の出席確認)

### ○地域福祉課総括課長

次に第3の構成員紹介に移りますが、会長選任までの間、地域福祉課の草木の方で進行を進めさせていただきます。

今回は構成員改選後初めての会合となりますので、事務局から構成員の皆様を御紹介いたします。名簿順で失礼いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、特別構成員です。公益財団法人テクノエイド協会理事長、大橋謙策様。本日は欠席とのご連絡をいただいております。

次に、構成員です。

岩手県立大学社会福祉学部教授、佐藤哲郎様。

陸前高田市福祉課課長補佐、畠山幸也様。本日は御欠席との連絡をいただいております。

八幡平市地域福祉課長、齋藤美保子様。

金ケ崎町保健福祉センター事務長、佐藤康博様。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会事務局次長兼総務部部长、齋藤穰様。

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会地域福祉課長、工藤淳様。

社会福祉法人九戸村社会福祉協議会事務局次長、荒田ゆかり様。

岩手県民生委員児童委員協議会、副会長、米田ハツエ様。

一般社団法人岩手県社会福祉士会、地域共生社会委員会委員、及川里和子様。

岩手県地域包括在宅介護支援センター協議会副会長、吉田均様。

次に一般社団法人岩手県老人クラブ連合会ですが、構成員にご推薦いただく予定であった方が体調不良のため、しばらく見合わせたいとお話をいただいております。改めて御推薦をいただくこととしておりますので、現時点では就任保留とさせていただきます。

続きまして、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会委員、大信田康統様。

認定特定非営利活動法人いわて子育てネット副理事長兼事務局長、千田志保様。

一般社団法人岩手県PTA連合会副会長、佐々木隆児様。

特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会理事、古舘和子様。

特定非営利活動法人岩手NPOフォーラム21事務局長、中村恭香様。

盛岡市町内会連合会会長、小枝指好夫様。

特定非営利活動法人いわて連携復興センター地域コーディネーター、瀬川加織様。

認定特定非営利活動法人インクルいわて理事長、山屋理恵様。本日は事務局長の花坂圭一様が代理で出席いただいております。

御紹介は以上でございます。

任期は来年の末、令和8年3月までとなっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 3 議事

### (1) 会長選出

#### ○地域福祉課総括課長

それでは議事に入ります。

始めに会長の選任を行います。

本協議会の設置要綱第3条第3項の規定により、会長は構成員の中からの互選により選任することとなっております。構成員の皆様の中で、立候補または御推薦がありますでしょうか。

(発言なし)

なければ、事務局案として、佐藤哲郎構成員に会長をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。御異議がありませんので、会長は佐藤哲郎構成員に決定いたしました。

それでは、協議会の設置要綱第4条第2項の規定により、以降の議事の進行は、佐藤会長をお願いいたします。

佐藤会長、会長席の移動をお願いいたします。

## ○会長

改めて失礼いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

最近ですね、今年50になったんですがね、視力がここ2年ぐらい低下してですね、あと資料も見えていないのに見えてるふりをずっとしていたんですが、学内の会議とかでもなかなかやはり議論に追いついていけなくなりましたね、今年10月からですねこういうルーペですね、これを着用して資料を見ていますが、初めて私と会う人はこれを最初付けてると何この人みたいな感じで一瞬動きが止まるんですよ。なんか眼鏡二重にしてるって感じになってて、資料をこうやって見えますので、こいつ何というふうに思われぬようにということです。

それとですね、もう1点だけ申し上げまして、議事を進めていきたいと思うのですが、皆様、新たに就任された方もいらっしゃるし、改めて構成員として御尽力いただいている皆様もいらっしゃいますが、協議会という名称ですね、地域福祉推進協議会、県の協議会というのは比較的、こういう形で進んで、一人一人マイクをまわしてというふうに、議論というか協議会を進めていくことが多いのですが、ずっとこの数年、どういうふうにやってるかというね、前回の構成員の皆さんもよく御承知だと思いますが、小グループになって話し合いをしてもらってというのを結構重要視していきます。

なぜかという、この地域福祉支援計画というのは市町村の行政を岩手県として応援していくというような計画の位置付けもありまして、あるいは様々な代表の方が、この構成員として、御尽力いただくというようなことから、それぞれの御意見をいただきながら、できるだけ岩手県の地域福祉の施策、あるいは市町村を応援するビジョンであるとか、そういうところでできるだけ反映させていきたいということを重視しています。したがって各々を持ってらっしゃることを御発言いただきながら、反映させていければというのが趣旨ということになりますので、今日もしかしたら短時間、そういった時間を設ける可能性は非常に高いんですけども、初めての方も、何それというふうに思わずに、ぜひですね、日頃、それぞれのお立場で、思っただけのこと、あるいは、お仕事とか所属を離れたら、一生活者でもありますので、その生活している中でいろいろなお気づきのこととかもいろいろあると思いますので、そういったことをね、議論しながら進めていければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

前置きが長くなりました。着座にて失礼いたします。

それではですね次第に従って議事を進めます。

## (2) 第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について

### ○会長

議事(2)第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○地域福祉課特命課長

たくさんの資料で、細かい字もあるところですが、よろしくお願ひいたします。

本日説明を進めさせていただきます、岩手県保健福祉部地域福祉課の米澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。以降、座って失礼させていただきます。

それでは議事（２）第３期岩手県地域福祉支援計画の評価についてでございます。資料につきましては、番号を付しておりませんでした、第３期岩手県地域福祉支援計画の概要版のリーフレットと、資料２と本日追加でお配りした資料３の３つが、この議事に関する資料ということになります。主に資料２の方で説明を進めさせていただきます。横組み１枚もの、右肩のところは資料２と書いてあるものですね、事前にお配りしている資料になります。

先ほど佐藤会長からも御案内いただきました、岩手県地域福祉支援計画についてですが、こちらは理念的な計画ということで、具体的な数値目標が設定されていないというところですが、各事業の進捗評価の目安として、計画の基本方向ごとに評価、検証の目安とする主な項目ということで14項目を設定してございます。そちらについてご説明申し上げます。

まず基本方向、市町村の体制づくりについてですが、地域福祉計画が県内のすべての市町村で策定されまして、取り組みは完了ということになっておりますが、今後は各市町村の計画に基づいて随時改定が行われていくということになります。

市町村地域福祉計画や、都道府県地域福祉支援計画については、制度発足当初は任意で作成するという計画になってございましたが、令和５年度に国が調査したところでは、都道府県支援計画については47すべての都道府県で制定されているというところ。一方、市町村の計画については、全国の約86%の市町村で策定されておりまして、東北6県の状況を見ますと、すべての市町村で策定されているのは、本県岩手県と山形県のみとなっております。

そして2つ目の項目ですが、包括的支援体制を構築している市町村については、資料の裏面の下の段のほうになるんですが、重層的支援体制整備事業を実施している市町村数ということで項目を変更してございますが、令和５年度のところは、岩手県内4つの市と町が実施しているというところとなります。こちらにつきましては、次の議事の中でも御説明を申し上げます。

本編に戻っていただきまして、基本方向、福祉を支える人づくりについてですが、福祉活動ボランティア数、こちらにつきましては、数値管理の都合がございまして、ボランティア保険に加入している数となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策による活動自粛などございまして、令和３年度、４年度と減少傾向にございましたが、令和５年度は、ボランティア体験プログラムの取り組みなどがありまして、増加に転じたところでございます。また、地域福祉活動コーディネーター、令和３年度からはコミュニティソーシャルワーカーの養成事業ということで、岩手県社会福祉協議会に事業を委託して、毎年研修を実施しているところでございますが、このような形で、修了者数が推移しているということでございます。

次に基本方向、福祉サービス提供の仕組みづくりについてですが、市町村における総合相談体制、元気見守りシステムの利用については、実利用者数自体は減少したものの、延べ利用者数が増加しているという状況にあります。次に生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数のところですが、新規相談のところは、令和４年度が、3,400件あまりであったものが、令和５年度は3,200件あまりということで、新規相談は減少ということになってございますが、実際にプラン作成に至った件数としましては、令和４年度が725件だったものが、令和５年度は786件と増加しております。冒頭の副部長の挨拶にもありましたが、コロナ禍やその後の原油価格・物価高騰対策などあり、低所得者への給付などの支援があり、相談が減少したというふうに評価してございましたが、その相談をきっかけといたしまして、支援プランの作成から必要な支援に繋がっているケースが増加しているという状況が見受けられます。

改めて資料裏の方に移りまして、基本項目、福祉でまちづくりのところ。避難行動要支援者の個別計画策定に取り組む市町村数、あと福祉避難所の指定箇所数は、いずれも増加しております。ただ一方では、広域的な取り組みを行っている社会福祉法人数、ふれあいいきいきサロン

数は、コロナ禍以降、各市町村における事業の縮小なども懸念されるところですが、ちょっと減少しているという状況になってございます。

以上が指標についての説明となります。続きまして本日追加でお配りしました資料3の方に移ります。こちらは第3期岩手県地域福祉支援計画関連事業の取り組み状況ということで、庁内の関係部局室課における、本計画関連の事業の実績について報告を求めまして、それを取りまとめた資料となります。参考として、お手元にお配りしてございます。こちらにつきましても、資料2と同様に、市町村の体制づくり、福祉を支える人づくり、福祉サービス提供の仕組みづくり、福祉でまちづくりの基本方向に加えまして、すいません資料の11ページ、一番後ろのペーパーになりますが、被災地の福祉コミュニティの再生と生活支援に関する事業をまとめて記載してございます。各室課からの報告、全般的に見ますと、まずポストコロナということで、オンラインを活用した研修会の開催なども含めまして、各種事業の実施が通常化してきたかなという状況がうかがえるところでございます。こちらの資料につきましてもお時間がある時に、改めてご覧になっていただければと存じます。

第3期計画の報告について、事務局からの説明は以上でございます。

#### ○会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何か御意見や御質問等がおありの方、お願いいたします。

#### ○吉田構成員

包括支援センター協議会の吉田です。1つ質問なんですけども、裏側の地域でまちづくりの、地域における公益的な取り組みを行ってる社会福祉法人数がちょっと減ってるというふうなことなんですけれども、原因とか何か、もしわかればということと、あと、もし、これも評価のところで、もう少し明確にするためには、どのぐらいのところで89なのかっていうふうなところがわかればいいのかと思いますんで、よろしくお願いいたします。

#### ○地域福祉課特命課長

はい、ありがとうございます。申し訳ございませんが、具体的な法人の推移を把握していなかったのですが、実際法人支援を行っている、県社協、斉藤次長さんのところで何かお分かりのところがあれば情報提供いただけますでしょうか。

#### ○斉藤構成員。

いわて安心サポートの参加法人数に関しては、その点ちょっと資料持ってこなかったんですけども、それほど大きな減少はないというふうに思っていたところでした。ただ、令和4年度と5年度のところで1法人減っているんですが、そのあたりがどうなのかっていうところは、ちょっと持ち帰り確認させていただきたいと思います。

#### ○会長

よろしいでしょうかね。また何か御質問、御意見ありましたら、都度仰っていただければと思います。

### (3) 重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取り組みについて

#### ○会長

では次に、(3)重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

## ○地域福祉課特命課長

つきまして、事前にお配りしてございました、資料4と、その次に別紙と書かれた縦組みと横組みがミックスになってしまいましたが、いずれも1枚ものの資料を御用意してございました。

重層的支援体制整備事業についてですが、今回協議会に初めて参加される構成員もいらっしゃいますし、もしかしたら、この事業の名前初めて聞いたという方も中にはいらっしゃるかもしれません。まず冒頭で簡単に説明をいたします。

この事業は、社会福祉法の規定によりまして、任意事業、各市町村が事業を実施することができるものとされているもので、令和3年度から始められております。現在の地域における福祉の体制は、介護保険などの高齢者支援、障害者の相談支援・生活支援、子供家庭分野の相談支援や、生活困窮者への相談支援といったように、分野ごとに整備が進められていて、よく耳にしますが、縦割りの弊害と呼ばれるように、分野を跨いだ支援の展開に制約があるということがよく指摘されるところでございます。

そういった中、昨今の8050問題、最近では9060問題という話も聞こえてきますが、高齢の親と引きこもり状態の子どもが同居して、生活困難を抱えているような状況であるとか、子育てと介護が同時に生じているダブルケアと呼ばれる状態、あるいは、子どもや若者が、家族への介護などにより、学校生活や子どもらしい生活に支障をきたしているヤングケアラーなど、複合的で深刻な課題が顕在化してきているという状況で、制度の縦割りを超えて、支援を必要としている方や家族を包括的に地域で支援していく体制の構築を進めていく必要があるということで、創設されたものになります。

この重層事業では、介護、障がい、子ども家庭、生活困窮の既存の制度を活用しながら、その財源を一元化することによりまして、各分野を相乗り型で事業実施できるような仕組みがつくられたということになります。

簡単な例を挙げますと、介護保険で運営されている地域包括支援センターにおいて、地域の障がいや子どもに関する相談も受けたり、必要な部署につないでいくとかですね。あとは介護予防などのサロンとかそういった場に引きこもりの方であるとか、障がいのある方の社会参加支援ということで、受け入れてもらったりだとか、子育てサロンと一緒に開催したりするなど、地域の実情に合わせて、制度の枠を超えた柔軟な支援が展開できるようになっているという制度になっております。このあたりの実践については、お時間いただけましたら、吉田構成員が実際に重層事業の枠組みの中で、活動されていらっしゃいますので、最近の状況などを教えていただけるとありがたいです。

資料の方に移りますが、岩手県内で重層的支援体制整備事業を実施しているのは、盛岡市、遠野市、矢巾町、岩泉町に加えて、今年度から釜石市が事業を始めまして、5つの市と町って実施されております。来年度はさらに宮古市、北上市、滝沢市、奥州市の4つの市で始められる予定となっております。

資料には記載してございませんでしたが、参考までに、昨年度の国の調査になりますが、今年度、全国で重層事業を実施しているところは、346市町村となっております。東北6県の状況を見ますと、秋田県が9ヶ所と最も多くなっており、一方、青森県が本県と同様に5ヶ所、福島県が4ヶ所、宮城県と山形県がそれぞれ2ヶ所という形で徐々に実施市町村が増えてきているところになってございます。県といたしましては、事業の実施自体は任意となっておりますが、地域における包括的な支援体制を構築して地域共生社会の実現を図っていく上で、有効な取り組みであると認識しております。このことから、いわて県民計画の第2期政策推進プランに実施市町村数の拡大を図っていくということを盛り込むなど、市町村の支援を進めていくということにしております。

しかしながら、資料の下の方に書いてございますが、現時点において実施予定がない市町村に状況を確認しましたところ、概ね現状で重層事業みたいな包括的な支援ができているよという

ころもあります。また財源の課題であるとか、重層事業のメリットがなかなか感じられないということ。あるいは、やりたいとは思っているんだけど、地域の専門人材が不足していたりだとか、事務負担がかなり増えてしまうのではないかという懸念があって、なかなか事業に着手できていないというふうな状況も伺ったところでございます。

ここで、別紙の方、横組みのちょっと小さい字で申し訳ございませんが、市町村が事業実施に向けた課題を持っておりませんが、そういったことに対応するために、県では後方支援事業ということで事業を実施しております。それをまとめた資料になります。市町村職員等を対象とした研修会の開催の他、岩手県立大学客員教授の齋藤昭彦先生に、重層的支援体制構築アドバイザーに御就任いただきまして、事業の立ち上げ支援から実際に事業を始めた後の事例検討であるとか、連絡会議等の助言、支援まで御協力をいただいているところでございます。昨年度からは、私ども県の担当者も可能な限り市町村の方に出向きまして、実施状況の把握であるとか、事業実施に向けた助言対応等を行っているところでございます。

この他、この後方支援事業の枠の中で、ダブルケアに関する研修であるとか、地域の専門人材として、その中核を担うことが期待されております、コミュニティソーシャルワーカーの養成とスキルアップ、こちらは県の社会福祉協議会に委託して実施しているところでございますが、市町村社協の職員であるとか、地域包括支援センターの職員にご参加いただいております、県ではこういった後方支援の取り組みを引き続き行いながら、市町村への支援を行って参りたいと考えているところでございます。

重層事業に関しての事務局からの説明は以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。ないですか。

#### ○地域福祉課特命課長

もしよろしければ、吉田構成員から最近の状況などを教えていただきたいのですが。事前にお願ひしてなかったのですが、申し訳ございません。

#### ○吉田構成員

矢巾町地域包括支援センターの方の仕事してますけども、当町の方で重層に取り組んでおりまして、基本は総合相談ところ今まで、子育てのところと障がいのところと生活困窮のところと、あとは高齢者のところ、別々に行われてたんですけども、そのどこへでも総合的に相談ができますよというふうな、この重層始まるとそうなんです。制度的にそうなんです、というふうなことで始まったんですけども、私たち包括支援センターは高齢者の相談なんですけども、すべて受け付けてるというふうな状況が生まれてきてるのが1つあります。

この前のケースでは、5人世帯で、母親が70代で入院してると。そして、その息子夫婦が50代、40代。息子さんは病気で無職と、奥さんが仕事をするんですけどもすぐ辞めてしまってなかなか経済的に安定しないと。そして、息子夫婦のお子さんは16歳でこれから進学を考えているんだけども経済的に苦しい状況にあると。このような形の世帯をどう支援するかというふうなことで、課題として、入院費が滞納していると、あとは、息子夫婦の支援をどうするか。母親の介護をどうするか、生活の生活困窮をどういうふうにするかというふうな、基本的には生活保護を受けていただきたいなあというけども、車を取られるから等々で拒否してるというふうな状況のがあるって、それじゃあ高齢だけでは解決できないので、重層にかけましようというふうなことで重層的支援体制整備事業の個別支援会議というふうなことで議論することになるわけですね。そうするとそこには、病院のケースワーカー、あとは包括の職員、あとはハローワーク関係、学校

の先生。このとき副校長先生が来ました。あとは社協さん関係。とにかく、そういうふうな関係者が集まって情報を共有しましょうというふうな形になって、議論をさせてもらって進めます。そして、これはあくまでも本人、家族の同意とってないので個別支援会議というふうな形の作戦会議なんですけども、本人、家族の同意が取られれば、支援計画を作って、進めていくというふうな形になってます。こういうふうな会議が少しずつ増えてきてるというふうな状況まで来たのかな。ただし、それを通いの場とか、いろんな地域づくりとかというふうなところまで、どうつなげていくのか、まだその辺のところは分野別になっていますので、そこら辺が課題かなと思っております。ですので、うちの包括支援センターは、高齢者だけの支援というよりも、子ども、障がい、すべての分野のところまで専門的知識も含めていかなければいけないというふうな事になってきました。そういうのが今現状になってます。

#### ○会長

どうもありがとうございました。今のご説明なども含め、何かご意見、ご質問等ありましたら時間取りますがいかがでしょうか。

よろしいですかね、はい。

### (4) 第4期岩手県地域福祉支援計画について

#### ○会長

次は、(4) 第4期岩手県地域福祉支援計画について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○地域福祉課特命課長

第4期計画についてです。こちらは事前にお配りしました概要版とですね、本日机前にお配りしました、第4期計画の冊子の2つが資料となりますが、主に概要版の方で説明を進めさせていただきます。

まずは概要版の表紙のところですね。計画策定の趣旨とありますが、本計画は、平成21年に最初の計画を策定した後、5年ごとに見直しを図りながら、地域における支援体制の構築に向けた支援を行って参りました。前回、第3期計画の策定後、様々な制度改正が行われましたとか、コロナ禍や物価高騰などの地域生活を取り巻く環境も大きく変動しているという状況になってございます。こういった社会情勢を踏まえまして、協議会の構成員の皆様のご協力をいただきながら、第4期計画を策定して参りました。

資料めくっていただきまして、2ページ目のところですね、図が書いてあるところになりますが、この地域福祉支援計画、2の計画の位置付けのところですが、社会福祉法の規定に基づきまして、都道府県が策定するよう努めて、作成するよう努めることとされている計画になります。岩手県の地域福祉施策に関する方向性を示すとともに、市町村における地域福祉の推進を支援することを目的としております。

また、概念図のところにも記載していますが、県の総合計画でありますいわて県民計画をベースとしまして、いわていきいきプラン、岩手県障がい者プラン、いわてこどもプランなどの保健医療福祉に関連する計画との調和を図るとともに、岩手県社会福祉協議会が作成する活動計画との連携も図っているものになります。計画期間は今年度から令和10年度までの5ヵ年となっております。

概要3ページの方に移りまして、地域福祉を取り巻く状況についてでございます。まず、生活を取り巻く情勢の変化というところですが、皆様もご承知の通り、人口減少、少子高齢化の進行や家族構造の変化などを背景に、8050問題であるとか、社会的孤立といった様々な課題が顕在化する中、コロナの流行であるとか物価高騰等、生活困難が遷延化してきている状況ということで、地域福祉を取り巻く状況が大きく変動しているところです。それに伴いまして、社会福祉法改正

によりまして、地域における包括的な支援体制の構築が推進されて、先ほどご紹介いたしました、令和3年度には、重層的支援体制整備事業が創設されたというところで、高齢者、障がい者、子ども家庭福祉分野、女性支援などの各種制度について、様々な改正が行われてきました。

3の地域福祉に関する意識調査ということで、計画策定に当たりまして、県民モニターアンケートを実施した内容について概要を掲載してございますが、地域福祉という言葉のイメージとしては、誰にとっても暮らしやすい社会を作るというユニバーサルな視点でとらえる方が多くいらっしゃるなというところ。そして、行政が取り組むべき課題としては、人材育成や相談体制の整備について課題だと感じていらっしゃる方が多いという状況が見受けられました。先ほどご紹介しました、社会情勢の変化であるとか、こういったアンケート結果を踏まえまして、計画の策定を進めたものになります。

概要版4ページに移ります。計画の基本的考え方と計画の骨子になる部分になります。まずは、基本理念のところですが、第4期計画におきましては、「互いに認め合い、ともに支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現」といたしました。第3期計画までは、文章の末尾の部分、地域社会の実現としていたものですが、第4期計画においては1歩進めまして、地域共生社会の実現ということで改めております。そして、そういった理念を踏まえまして、基本方針として、住み慣れた地域で属性に関わりなく、ともに支え合っていくという方針と、基本方向として、6つの基本施策により計画を構成してございます。資料では、地域福祉推進の体系図ということで掲載してございますが、ご覧になってもわかる通り、とても広範な範囲で、様々な担い手によって地域福祉の体制が支えられているということがわかりなるかなと思います。

次に5ページの方に移りまして、基本方向の各項目について、御説明をさせていただきます。まず柱の一本目ですが、福祉を支える人づくりについてです。(1)の地域福祉を担う人材育成においては、地域福祉支援活動の担い手の確保は、量質ともにさらに重要になってくるということから、これまでの従事者の確保、養成や質の向上に向けた研修の実施に加えまして、概要には記載してございませんでしたが、支援者支援ということで、スーパービジョンであるとか、コンサルテーションといった専門家の相談支援のところですね、そういった必要性について追加したところでございます。

(2)の地域福祉の意識の醸成については、福祉についての啓発、意識啓発の部分になりますが、福祉教育について、従前の子どもに対する教育だけではなくて、大人も含めたすべての住民の方を対象とした意識啓発を推進していくということを盛り込んだところです。

次に柱の2本目、福祉サービス提供の基盤づくりについてです。こちらは福祉サービスの総論部分となるものですが、地域生活を支えるための包括的支援体制の構築や福祉サービス全般に共通する内容をまとめたところになります。具体的には(1)地域における包括的支援体制の構築として、身近な地域において、総合的な相談に対応できるワンストップ体制を構築するため、先ほど吉田構成員から御紹介いただいたところでございますが、市町村の相談機能、民生児童委員活動や地域の見守り体制の充実強化について、この項目の中で整理してございます。また、第4期計画においては、権利擁護を1つの軸として整理しておりまして、(2)権利擁護の推進については、権利に基づいたアプローチということで、これまでの課題解決を目指したニーズに基づいた支援に加えまして、その人らしいよりよい生活を支援していくという、ウェルビーイングの考え方を盛り込んだ部分になります。また、子どもの権利や障がい者の合理的配慮の推進について、こちらも子ども分野や障がい者分野に限定されるものではなく、すべての分野に共通する考え方と、いうことで、この項目の中で位置付けたところでございます。また、様々な虐待やDVであるとか、差別といった分野横断的な共通の課題として、こちらについてもこの項目の中で整理をさせていただいたものです。

また、権利擁護の推進に関するもののうち、成年後見制度に関する部分については、第2期成

年後見制度利用促進基本計画の担い手育成方針に地域福祉支援計画を位置付けまして、内容の見直しを行ったところでございます。次に（３）の苦情解決や福祉サービス情報公表、第三者評価など、総論的な内容ということになりますので、この基盤整備の項目に位置付けて、明示したというところでございます。

次に、３福祉サービス提供の仕組みづくりということで、福祉サービスの各論部分になるようになります。この部分では、地域福祉関連の広がりに対応いたしまして、地域における様々な福祉的な課題について、できる限り具体的かつ網羅的に項目を取り上げ、お示したところになります。計画本体の記載の部分については、福祉サービスの個別分野については、高齢者、障がい者、子ども分野ということで、それぞれ個別の計画がございますので、そちらの中で具体的施策が記載されておりますので、本計画の中では、その概要であるとか、地域福祉に関するものを中心に掲載させていただいたというところでございます。

まずは（１）生活に困難を抱える方の支援につきましては、特に第４期計画の中で、新たに盛り込んだものを御紹介いたしますと、居住支援、就労支援、移動支援と言いますように、日常生活に着目した項目を追加しております。こちらの生活困窮など、分野横断的に日常生活全般に関わってくるという部分で、冒頭の方で整理をさせていただいたというところなんです。その他の箱囲みの中だと真ん中あたりになりますが、困難を抱えた女性に対する支援につきましては、この春に困難を抱える女性への支援等の推進計画ということで、本県でも計画が策定されたところがございます。その内容を踏まえたものを記載しております。その次にがんであるとか、難病患者の方の支援については、日々の療養であるとか、終末期における生活支援など、様々な相談支援や医療費助成などの取り組みが進められており、地域福祉とも密接な繋がりがあるということで、今回の計画から盛り込んだところになります。これと同様に、依存症対策、アルコール、ギャンブル、薬物等の対策についても、地域福祉において、また生活困窮の課題の中でも、繋がりが大きいところから、項目を追加したところなんです。この他に、地域定着、再犯防止について、主に刑務所など出所された方の地域定着の支援や再犯防止に関する、項目がございます。また、多様性、多文化共生のところですね、性的マイノリティの方々への支援であるとか、外国籍の方、外国由来の方々への支援など、地域における多様性であるとか、ソーシャルインクルージョンに関するものになりますので、地域福祉と非常に関わりが大きい部分だということで、項目を追加してございます。また（２）として、家族等への支援ということで、ここ数年、特に話題となっております、ヤングケアラー、ダブルケアへの支援、介護を理由とした離職の防止などの項目を追加したところでございます。

次に５ページの下、柱の４番目、福祉でまちづくりについて、先ほど御報告いたしました重層的支援体制整備事業、その事業の中でも参加支援であるとか、地域づくり事業、といった部分に該当してくる項目になりますが、行政、福祉サービス事業者、民間団体、そして地域住民の方々といった様々な主体が積極的に参加、参画いただいて、福祉的・生活的な課題を地域の課題としてとらえて、その解決を地域の中で図っていく。それも福祉だけではなくて、地域づくり、まちづくりといった様々な制度との連動連携によって、地域全体の活性化につなげていくと。そういった包括的な支援の方向性について、この項目の中では整理したところでございます。特にこの項目の中では、第３期計画から農福連携を盛り込んだところですが、この領域の取り組みをさらに充実させていくという観点から、特に沿岸地域の復興事業の中でも進めていた部分ですが、水福連携、水産と福祉の連携ということについても、項目を追加したところでございます。

次に、資料６ページに移りまして、柱の５本目、被災経験を生かした支援体制づくりです。東日本大震災津波で被災されたの方々への支援につきましては、町の復興が進む一方で、時間の経過とともに、高齢化であるとか、孤立化といった多くの課題があると指摘されているところがございます。国の復興事業の関係もありますけれども、こういった方々がいらっしゃるということで今後も中長期的な視点で支援の継続が求められているというふうに認識してございます。そのた

め、地域福祉の観点からでは、先ほど御紹介した重層的支援体制整備事業を活用するなど、これまで沿岸地域等で行われてきました被災者支援を、通常期の支援にどう移行させていくのかという課題がありますので、そのあたり、この計画の中で方向性を示したところでございます。また、台風10号災害など、県内でも自然災害が繰り返し発生している状況がございます。震災やこれまでの災害への支援の経験も踏まえまして、今後の災害等への備えということで、個別避難計画の策定、作成であるとか、ボランティアの確保育成や受け入れ、災害ケースマネジメントを踏まえた支援のあり方など、平常時から支援を支援の体制を整えていく方向性についても、この項目の中では整理をしたところでございます。

そして最後に、柱の6本目として、市町村の体制づくりとしまして、市町村への支援の考え方についてまとめてございます。これまでの県支援計画の中では、各市町村で地域福祉計画が策定されるように支援していきますという内容が中心となっておりますが、先ほど御紹介した通り、本県ではすべての市町村で地域福祉計画が策定されましたので、第4期計画からは、各市町村において、この計画に基づいた地域福祉施策が具体的に展開されるよう支援していくと、そういった内容にシフトさせたところです。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施促進など、市町村において包括的な支援体制が構築されるよう、県として後方支援を実施していきますということ。また、今回の計画策定に当たりまして、市町村の福祉行政の体制であるとか、担当者の方に、実際どうなんですかということ、アンケートを実施しましたところ、結構多くの市町村からは、全般的な人員不足であるとか、特に小さい市町村だと、1人で複数分野の業務を兼務している状況があったり、あとは、なかなか資格のある専門職の方が確保できないと。あるいは初めて福祉分野に来たので、あまりよくわかりませんといった声が聞かれました。これらを踏まえた支援といたしまして、人員体制の拡充、なかなか難しいところではございますが、県が主催する市町村担当課長会議などを通じて、市町村に対する働きかけを継続して実施していくとともに、研修会の開催であるとかアドバイザー派遣など、その他にも県には児童相談所であるとか、精神保健福祉センターなどの専門相談機関がありますので、そういった各機関による地域への技術的な支援とあわせまして、市町村の支援の方向性について、この項目の中でまとめたところになります。

そして、計画の最後の部分となりますが、実践事例ということで掲載しております。こちらにつきましては、昨年度の協議会の中で、行政の計画はどうしても行政の中でとどまりがちだと。せっかく計画を策定したので、これをいかに活用していくのか、周知を図っていくことが必要ではないかなというふうなご意見をいただいたところでございます。そこで、この支援計画を地域福祉に関するガイドブック的に活用いただけないかということで、今までは各項目にちりばめられていたものを、実践資料集ということでまとめて掲載するということにいたしました。内容といたしましては、地域における包括的支援体制の構築に向けた取り組みが1つ目。2つ目として、地域福祉の担い手づくり、地域づくりに向けた支援。3つ目、ボランティア活動、地域福祉の推進に向けた取り組み。そして概要の最後のページになりますが、4 社会福祉法人・企業等による広域的な取り組みと、大きく4つのカテゴリーに分けて、合計で34の事例を紹介してございます。概要版ではその一部のみ掲載させていただいております。これらの事例につきましては、本協議会の構成員の皆様から、あるいは市町村から寄せられた資料をもとに構成させていただきました。お時間ある時に、事例の方もご覧になっていただければと存じます。

第4期計画の概要についての説明は以上でございます。

## ○会長

ありがとうございました。この第4期支援計画の策定プロセスに私も携わっておりましたが、本当に事例を先ほど課長からもありましたが、結構様々な構成員の皆さんから出していただいて、それ編集したというプロセスをたどっています。ぜひ、現構成員の皆さんもお時間あるとき、

繰り返しになって恐縮ですが、ご一読いただければ幸いです。

はい、ではですね、ただいまの説明に対しましてご意見、御質問等ありましたらお時間取らせていただきます。いかがでしょうか。

#### ○大信田構成員

1 つだけ教え聞きたいのは、知りたいなと思って。5 ページなんですけども、施策の基本方針の中で、地域を支える人づくりというテーマの中で、(1) の地域福祉を担う人材の育成なんですけど、これどういうふう呼びかけて、プログラムとしては、どんなそのプログラムで育成をしていくんですか。そういう計画をもしあればお聞かせいただきたいなと思うんですけども。

#### ○地域福祉課特命課長

事務局の方で回答申し上げます。計画本体のですね、32 ページのところからが該当する部分になります。冒頭にも会長からもご紹介いただいた通り、この計画の市町村の地域福祉を支援していくという側面もございまして、一般の従事者だけではなくて、行政職員、福祉に関わる行政職員のスキルアップも含めた内容ということになってございます。県では、そういった従事者向けの研修ということで、県立大学の方と連携させていただきまして、研修会を開催させていただいております。大信田構成員にも講師としてご協力いただいているところかと思えます。

そういった形で主に研修会というところが中心となってございますが、個別の例えば介護職員であるとか、保育士であるとか、実際に従事される方への支援に関しましては、いきいきプランであるとか子どもプランなど個別の計画の中で、詳細については方向性を示しているところになります。ですので、基本的には地域福祉だけではなくて、様々な分野での様々な専門職の養成とも当然連携して参りますし、先ほど申し上げました行政職員のスキルアップということでの研修会の開催など、資質向上のところも含めて、養成を図っていくという方向性になってございます。

#### ○大信田構成員

実績としては結構あるんですか。

#### ○地域福祉課特命課長

個別の実績のところまでは把握できてはおりませんでした。計画の中でのですね、現在の状況ということで、14 ページになりますが、統計資料ということで岩手県内の専門職の養成数といえますか登録者数ということになりますが、資料として掲載してございます。数とすれば、実際にその資格を取っている方の数は、実際には増えているところではございますが、ただ、現場の方では、なかなか募集をかけても応募がないとかですね、特に体力を使うような職場であるとか宿日直が伴うような職場と人が集まりにくいというふうな実態は伺っているところがございます。ですので、残念ながらこの資格者が増えたからといって現場で活動してくださる方が増えたかっていうと、リンクできてない部分もあるかとは存じますが、いずれ、こういった専門職の養成も含めまして、進めていくということになります。申し訳ございませんが、実際の従事者数とか、そういった数字が手持ちがございませんでしたので、こちらの資料の紹介ということで代えさせていただきます。

#### ○大信田構成員

ご丁寧にありがとうございました。

#### ○会長



引き続きまして、現在、パブリックコメントを実施しております、ひとにやさしいまちづくり推進指針の次期素案についてですね、ご説明を申し上げます。資料は事前にお配りしました概要と素案、あと、本日、机上にからの現行指針を用意してございます。

それでは、概要の方、パワーポイントをプリントアウトしたもので説明をさせていただきます。

このひとにやさしいまちづくり推進指針というのは、ひとにやさしいまちづくり条例という県条例、平成7年に制定して、平成19年に全部改正したものになりますが、そちらに基づきまして、ユニバーサルデザインの考え方を、県のような分野の事業に反映させていくということで、ひとにやさしいまちづくりを総合的に進めていこうということで策定されたものになります。

この1の指針の性質のところに記載してございますが、県はもとより、県民、事業者、民間団体市町村が一体となりまして、共通の認識のもとで連携協働しながら、ひとにやさしいまちづくりを進めていくためのガイドラインとしても位置付けておりまして、来年度、令和7年度から11年度までの5ヵ年を推進期間として、現在策定を進めているものになります。

資料の下、3の今回の指針策定にあたってのポイントのところですが、先ほどの説明とも若干重複するところもありますが、人口減少等が進んできているということで、特に認知症高齢者数、これは認定調査の中で、一定以上の方をピックアップした数が年々増加してきているところであるとか、障がい者のところについては、身体障害者手帳の交付数は減ってきているところではあります、知的障がい、療育手帳ですね、あとは精神科通院で医療費助成を受けていらっしゃる方の数が増えてきているという状況にあります。また、国際化の観点では、在留外国人の方の数が増えてきております。外国人観光客の方については、コロナ禍で減少したところではあります、徐々に増加してきているということで、世界文化遺産登録であるとか、ニューヨークタイムズ紙の影響などあり、日常的に外国の方、街中で見かける機会が増えてきたかなという状況になってございます。

(2)の現行指針策定後の様々な制度施策の改定状況についてですけれども、障害者差別解消法が改正されまして、これまでは行政機関だけだったものが、今年の4月からは、すべての事業者に合理的配慮が義務づけられたということ。その他、障害のある方の情報アクセスやコミュニケーション支援を推進していくための法律。また、こども基本法だとか、認知症基本法が制定されましたし、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解を増進させていくための法律といったように、この指針と深く関わりのある法律や制度の改正が行われたというところになります。また、本県の取り組みといたしましては、いわゆる手話言語条例、言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例を制定したということで、こういった情勢の変化等も踏まえまして、指針の策定を進めてきているところでございます。

資料をめくっていただきまして、上の方にありますが(3)ひとにやさしいまちづくりに関する意識についてです。こちらは今年の5月から6月にかけて県民モニターアンケートを実施させていただきまして、ユニバーサルデザインの言葉は次第に広まってきたことや、街中のバリアについても感じないことも増えてきたなと思う反面、施設利用時の対応や配慮については、やっぱり不便だったり、不満を感じるというところの割合が増えてきたりということで、認知が進めば進むほど、それと並行して、取り組みをしっかりと進めていかなければならないということで、改めて普及啓発をしっかりと継続して進めていく必要があるだろうというふうに認識したところでございます。

資料の下、(4)の次期指針策定に向けた主なポイントということで、これまでのお話をまとめた部分になりますけれども、今後もより一層、ユニバーサルデザイン、ひとにやさしいまちづくりの意識の増進を図っていくために、普及啓発の取り組みを進めていく必要があるということ、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの考え方は確かに広まっているところではあります、多機能トイレであるとか、車椅子利用者用駐車場など、対象ではない方が利用されていて、本来利用が必要な方、使用できないという状況も見受けられますので、そういったところをしっかりと

伝えていく必要があるだろうなということです。あと、県といたしましては、いわて県民計画の政策推進プランの中で、10の政策分野にわたって、このユニバーサルデザインやバリアフリー、ソーシャルインクルージョンの観点が入り込まれたところをごさいますて、今回の指針においても、その方向性と連動しながら、社会情勢の変化なども踏まえまして、検討を進めてきたというところをごさいます。

資料、次のページに移りまして、基本的な考え方といたしまして、目指す姿といたしまして、下線を引いてるところが前回の指針からの大きな改定になりますけれども、「ひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、すべての人が個人として尊重され、みずからの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会」といたしました。こちらの地域福祉支援計画と同様に、地域共生社会というふうな言葉で整理をさせていただきました。

下の(2)の基本視点の部分ですね、①から④までの項目自体に大きな変更はないのですが、その中でも①の多様な利用者の参加です。参画促進及び対話のプロセスの重視においては、これまでのお互いの理解や歩み寄りによる解決から、合理的な配慮の観点に立ちまして、その方に必要とされる対応について、建設的対話により合意を目指していくプロセスを取り入れたというところをごさいます。また、②の取り組みの発展的推進の項目については、年齢や障がい、性別などが複合することにより、差別などの社会的困難さであるとか、生活のしづらさが増幅したり、複雑化することがあるという、インターセクショナルリティーという新しい言葉になりますが、その視点を取り入れたいと考えてごさいます。

資料下に移りまして、具体的な推進方向ということで、ひとづくり、まちづくり、ものづくり情報発信、参画という、5つの大きな柱でまとめたものになります。次のページから、各柱の項目の中身について、概要を整理しております。

まず、推進方向の1のところ、ひとづくりのところになります。こちらでは、意識啓発の促進、学ぶ機会の充実、人材組織の育成、ということで整理しております。(1)(2)のところは特に変わりはないのですが、(3)のところにつきましては、基本方針の見直しのところでインターセクショナルリティーという言葉を使いましたが、そういった内容を踏まえまして、支援を必要とする方の特性であるとか、社会的な課題に対する理解を深めていくということはこの取り組みの中に記載しております。また、(3)のイのところですが、これまでは、行政担当者に対する記載でございましたが、この指針の検討会議における議論の中で、医療的ケア児の支援に携わる人たち、専門家の人たちですけれども、緊急時の対応が不安であるとか、あとは、具体的な支援や手技のところは理解不足で、支援の手を差し伸べることに躊躇してしまうことがあるというふうな話を伺いました。そのため、行政職員はもちろんではありますが、実際に支援に当たってらっしゃる専門家の方も含めまして、資質の向上を図っていくというふうな記載に整理をさせていただいたところです。

次に資料下に移りまして、推進方向の2、まちづくりについてです。こちらにつきましては、次のページに跨りまして、8つの項目について記載してごさいます。これまでの高齢者、障がい者に加えまして、在宅で医療的ケアを必要とされてる方々も含めた配慮という観点から、内容を見直したところをごさいます。そのうち、(3)の交通機関のところでは、移動の円滑化に関する項目ということで、高齢者や障がい者といった属性を問わずに、移動の困難さというところに着目して、そういった観点から支援を行っていくというふうな方向性について記載しております。

次のページに移りまして、(4)の道路のところですが、指針本文の中では、点字ブロックを例示してはいたしましたが、最近だと道路色に合わせて点字ブロックの色が同系のデザインが見られるところではありますが、単に凹凸があればいいということではなくて、弱視の方などは、地面と点字ブロックの色の違いで、判断されたりといったこともありますので、そういった配慮も必要ですし、配慮の必要性について記載をしているところをごさいます。その他、観光地のところでは、

高齢者や障がい者への配慮だけではなく、外国人観光客の方、宗教、行動様式とか、食事の面で配慮が必要ですので、そういった内容であるとか、公園や水辺空間のところについても、トイレであるとか遊具のインクルーシブ化というところを追加しようということで整理をさせていただきました。

資料下、推進方法の3、ものづくりのところにつきましては、大きな変更はございませんでしたので、説明は省略させていただきますして、ページ次に移りまして、推進方向の4、情報発信の項目です。こちらについては、情報発信方法と情報発信の内容と、情報化への対応ということで、3つの項目で整理をいたしました。技術の進歩、デジタル化の推進によって、非常に便利になってきているところではありますが、その反面、機器の操作の難しさとかですね、そういったことがありますので、そういった情報にアクセスするための機器の操作方法のレクチャーとかですね、そういった配慮が必要だろうというところ。あとは、県の方でユニバーサルデザイン電子マップということで、県内の施設のバリアフリー情報を公表してるところがあるんですが、施設内の写真を掲載するなどして、内容を充実させていきたいというところで整理をさせていただきました。

あとは推進方向の5、資料下に移りましたが、参画についての項目です。(1)のところでは、労働環境の部分が中心となりますが、(2)としては、社会参加の観点で整理をしたところ。社会的困難を有する方への相談支援体制づくりということで、ひきこもりの方への支援であるとか、あとは意見表明権を踏まえまして、子ども本人からの相談への対応といったところを新たに盛り込みました。また、認知症の本人からの情報発信ということも盛り込んだところでございます。

ここまでの具体的な推進方法の説明となります。最後は今後のスケジュールのところ、ご紹介してございますが、今回の指針については、検討会議ということで、当事者団体の方も入っていただきまして、繰り返し議論をさせていただいて素案という形で今回提示をさせていただいたところになります。現在実施しておりますパブリックコメントなどでいただいた県民の皆様からの意見も踏まえまして、最終案を取りまとめまして、来年2月になります。県議会定例会に上程をいたしまして審議いただいて、指針策定という流れになってございます。

本日ちょっと時間が短いところではございますがご意見等いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

## ○会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対し、御意見御質問等ございましたらお時間取らせていただきます。いかがでしょうか。

## ○斉藤構成員

素案の中の、具体的な推進方法の、ひとつづくりのところ、18ページのところでですね、ひとつづくりのところ、各地域、商店街宿泊施設等においてもひとにやさしいまちづくりの推進に取り組む人材育成の方の研修の実施方法の解説というのは、ありますが、これは県内でどれぐらい取り組まれてるっていうのは、情報ありますか。

## ○地域福祉課特命課長

はい。具体的な取り組み状況まではこちらで把握してないのですが、特に観光分野ですと、岩手県の観光協会の方で、心のバリアフリーの研修会ということで、旅行関係であるとか、あとは宿泊関係の方などを対象とした研修会を実施されたりするなど、福祉事業以外でも、商工業の団体でもそういった取り組みを進められているという話はお伺いしておりました。

## ○斉藤構成員

各地域への取り組みというのが非常に大事なこととされていて、こういうひとにやさしいまちづくりのことに、県民のために広く知ってもらうためには、地域の住民の方への説明というか、そういった取り組みが福祉教育にも繋がる部分かなというふうに思っているところです。

また、輪島等の能登半島地震等の避難所の関係で、避難所運営となると、住民の方による力も非常に大きいところで、そういったひとにやさしいまちづくりのことをよくわかっている住民の方が増えていくことが、その避難所に来た際、高齢者、障害者の方が来た際の、快適に過ごしてもらう姿勢に東京づくりというか、そこにも繋がるのではないかなというふうに、思っているところで、ぜひ地域への取り組みというところについても、より一層、進めていっていただければなというふうに思っているところです。

#### ○地域福祉課特命課長

ありがとうございました。地域での取り組みっていうのは、かなり地域差があるなというところはありますが、市町村の社会福祉協議会の中で、ボランティアのセミナーをやっていたりとか、あとは地域のボランティア団体などが、実際にひとにやさしいまちづくりの指針を教材としてレクチャーをしていたりだとか、独自の活動として、その地域の施設のバリアフリーチェックみたいな形で取り組みを進めてらっしゃる団体も何ヶ所かございます。

今回の指針策定の中では、実際にそういう取り組みをされている事例の写真であるとか、コラムであるとか、その実例についても盛り込んだ形で、皆様のところに、指針を提供できればなど考えておりましたので、作った後の周知も含めてですね、またそういった取り組みを進めていくということについても、地域の団体等とも連携しながら進めさせていただきたいと思います。

#### ○斉藤構成員

わかりました。どうぞよろしくをお願いします。

#### ○会長

その他いかがでしょうか。はい。お願いします。

#### ○吉田構成員

ものづくりのところなんですけども、例えばですね非常にやさしい、ICT器具とかっていうふうなところはこれからの課題なんじゃないかなと思います。国で問題になってるマイナンバーカードとかなんかのこととか、あとは、スマホとかなんかの詐欺の問題とか、あとスマホの使い方とかというふうなことで本当に何が正しくて何が良くないのか。特に障がいや知的障がいを含めてお持ちの方とか高齢者の方、使い方がわからないとか、そういうふうなことがあると思うんですよね。そういうふうに障害含めてひとにやさしいICTとか、そういうふうな観点から、いろいろ積み上げていくと、おそらく、今のICTの状況も変わっていくんじゃないかと思われるので、そういうふうな考え方も必要じゃないかなという意見でございます。

#### ○地域福祉課特命課長

ありがとうございます。今、吉田構成員からご紹介いただいたところは、項目だと推進方向の4の情報発信のところに含まれてくる部分ではありますけれども、ものづくりの観点で見ますと、岩手県工業技術センターというところがあるんですが、主に県内で様々な製造業で、新たなデザインだとか、開発をしたいといったところに、様々な助言等を行っておりまして、その中で、ユニバーサルデザインだとか、そういったところに配慮した製品づくりということのアドバイスをやっているところがございますので、具体的にはそういった中で、商品開発のところでも反映させていくことができるかなというふうに思います。

また、今言われたところについて、ひとにやさしいまちづくりの協議会の中でも、情報アクセスのところについて、委員からご発言いただいたところがあってですね、またAIを活用した自動翻訳とかですね、話した内容が文字で出るようなディスプレイとか様々開発が進んでいるというふうなこともお伺いしておりましたので、そういった先進機器の状況についても、新たな指針の中で御紹介できればというふうに思います。

#### ○会長

その他いかがでしょうか。そろそろ時間も押してきてますね。

(発言等なし)

よろしいでしょうかね。はい。ではですね、ただいまの意見等を踏まえてですね、指針の取りまとめや各種施策の展開をお願いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大変本日、グダグダの進行で大変皆さんに御迷惑をおかけしましたけども、御意見などもいただいて、スムーズな議事進行を行うことができましたので、御協力いただきまして本当にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

## 4 その他

#### ○地域福祉課総括課長

佐藤会長、ありがとうございました。

次第5のその他であります。構成員の皆様からこの際何かありますでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、予定しております内容は以上でございます。

## 5 閉会

#### ○地域福祉課総括課長

それでは、最後に、当部加藤副部長から一言御挨拶申し上げます。

#### ○保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長

本日熱心なご議論、大変ありがとうございました。今日改選後の最初の協議会ということで、地域福祉支援計画の評価でありますとか、新しく策定した地域福祉支援計画の内容についての、御説明ということでちょっと盛りだくさんな内容でございました。

今後ですね、ひとにやさしいまちづくりの部分についても、年度内の策定を目指して進めているところがございますので、今日お時間の関係で、なかなか御意見いただけなかった部分もあるかと思っておりますので、もしそういった部分がありましたらですね、気兼ねなく事務局の方にですね、御意見をお寄せいただければ、しっかりそういった部分も反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

#### ○地域福祉課総括課長

それでは以上をもちまして、本日の協議会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。

(閉会)